

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%、令和元年10月からは8%が10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和3年度幌加内町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金交付決定額	38,223千円
うち社会保障財源化分(税率引き上げ分)交付決定額	20,620千円
【歳出】地方消費税交付金【社会保障財源化分】が充てられた社会保障施策に要する経費	596,536千円

区分	目的別	令和3年度 決算額	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分) が充てられた社会保 障施策に要する経費	財源内訳					
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付 金(社会保障財源化 分)
民生費	社会福祉費	165,168	155,014	45,112	17,238	4,100	510	88,054	5,503
	老人福祉費	183,456	174,732	1,365	9,198	5,200	9,362	149,607	9,350
	児童福祉費	90,613	84,769	43,711	10,179	0	13,145	17,734	1,109
	その他	0	0	0	0	0	0	0	—
	小計	439,237	414,515	90,188	36,615	9,300	23,017	255,395	15,962
衛生費	保健衛生費	311,818	182,021	20,475	668	5,400	80,948	74,530	4,658
合計		751,055	596,536	110,663	37,283	14,700	103,965	329,925	20,620

社会福祉費では、社会福祉協議会運営助成事業、国民健康保険・介護保険事業繰出金等の事業を実施しています。

老人福祉費では、高齢者生活福祉センター及び老人福祉寮運営助成事業等を実施しています。

児童福祉費では、保育所運営事業、児童手当支給事業等の事業を実施しています。

保健衛生費では、健康推進対策(各種検診事業、予防接種事業、母子保健事業)、診療所運営等の事業を実施しています。

※地方消費税交付金の社会保障財源化(税率引き上げ分)相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分しています。